

防地施第10491号
30.6.28
一部改正 防地施第18774号
30.12.1
一部改正 防地施第4562号
令和2年12月28日
一部修正 防地施第1831号
令和3年2月10日
一部改正 防地環第7646号
令和5年4月1日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

提供施設の整備工事に係る国有財産登録資料等の受渡しの実施に
ついて（通知）

標記について、提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（平成20年防衛省訓令第35号）第12条第1項の規定に基づき別紙のとおり定め、平成30年6月28日以降に国有財産資料等を作成する整備工事から適用することとしたので、通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局長

提供施設の整備工事に係る国有財産登録資料等の
受渡しに関する実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（平成20年防衛省訓令第35号。以下「訓令」という。）第3条第2項に規定する整備工事に係る国有財産の受渡しについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 整備工事 工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。
 - (2) 財産管理担当課長 別表第1の左欄に掲げる部局においてはそれぞれ右欄に定める者をいう。
 - (3) 事業監理担当課長等 別表第2の左欄に掲げる部局においてはそれぞれ右欄に定める者をいう。
 - (4) 整備工事担当課長 別表第3の左欄に掲げる部局においてはそれぞれ右欄に定める者をいう。
 - (5) 完成検査 工事検査の実施細目について（防整技第7166号。28.3.31）第5第1号に規定する完成検査をいう。
 - (6) 工事検査官 工事検査の実施細目について第2第2号に規定する工事検査官をいう。
 - (7) 工事監督官 工事監督の実施細目について（防整技第7165号。28.3.31）第2第1号に規定する工事監督官をいう。
 - (8) 国有財産登録資料等 別紙様式第1から別紙様式第4までによる国有財産等目録、国有財産台帳付属図面、積算価格内訳明細書及び発生材調書をいう。

(口座名等一覧表の送付)

- 3 財産管理担当課長は、前年度末現在における口座名等を取りまとめ、別紙様式第5による口座名等一覧表を作成し、7月末までに別表第2の部局の区分に従い、それぞれの事業監理担当課長等に送付するものとする。

(完成検査予定日一覧表の送付)

- 4 事業監理担当課長等は、毎月25日までに翌月に実施することを予定している完成検査の予定日一覧表（以下「一覧表」という。）を部局ごとに作成し、当該部局の財産管理担当課長に送付するものとする。

5 事業監理担当課長等は、前項の規定により送付した一覧表に記載された完成検査を実施する予定日に変更が生じた場合は、直ちに、その旨を前項の財産管理担当課長に通知するものとする。

(国有財産登録資料等受渡書の送付)

6 整備工事担当課長は、整備工事（取こわしを除く。）の請負業者から完成検査に合格した物件を受領した日に、別紙様式第6による国有財産登録資料等受渡書に国有財産登録資料等を添付したもの（以下「受渡書一式」という。）を部局ごとに作成し、当該部局の財産管理担当課長に送付するものとする。

7 財産管理担当課長は、前項の受渡書一式を受領したときは、受領年月日を記入の上、前項の整備工事担当課長に受渡書一式の写しを送付するものとする。

8 整備工事担当課長は、整備工事（取こわし）の完了を確認した日に、別紙様式第7による国有財産登録資料等受渡書（取こわし）に別紙様式第3による国有財産等目録、設計図（案内配置図、建物概要等）及び発生材調書を添付したもの（以下「取こわし書一式」という。）を部局ごとに作成し、当該部局の財産管理担当課長に送付するものとする。

9 財産管理担当課長は、前項の取こわし書一式を受領したときは、受領年月日を記入の上、前項の整備工事担当課長に取こわし書一式の写しを送付するものとする。

別表第 1

部 局	財 産 管 理 担 当 課 長
北海道防衛局	北海道防衛局管理部施設管理課長
東北防衛局	東北防衛局企画部施設管理課長
北関東防衛局	北関東防衛局管理部施設管理課長
南関東防衛局	南関東防衛局管理部施設管理課長
近畿中部防衛局	近畿中部防衛局企画部施設管理課長
中国四国防衛局	中国四国防衛局企画部施設管理課長
九州防衛局	九州防衛局管理部施設管理課長
沖縄防衛局	沖縄防衛局管理部施設管理課長
帯広防衛支局	帯広防衛支局施設課長
東海防衛支局	東海防衛支局施設補償管理課長
熊本防衛支局	熊本防衛支局業務課長

別表第2

部 局	事 業 監 理 担 当 課 長 等
北海道防衛局	北海道防衛局調達部事業監理課長
東北防衛局	東北防衛局調達部事業監理課長
北関東防衛局	北関東防衛局調達部事業監理課長
南関東防衛局	南関東防衛局調達部事業監理課長
近畿中部防衛局	近畿中部防衛局調達部事業監理課長
中国四国防衛局	中国四国防衛局調達部事業監理課長
九州防衛局	九州防衛局調達部事業監理課長
沖縄防衛局	沖縄防衛局調達部事業監理課長
帯広防衛支局	帯広防衛支局建設計画官
東海防衛支局	近畿中部防衛局調達部事業監理課長
熊本防衛支局	熊本防衛支局建設計画官

別表第3

部 局	整 備 工 事 担 当 課 長
北海道防衛局	北海道防衛局調達部建築課長、土木課長及び設備課長
東北防衛局	東北防衛局調達部建築課長、土木課長及び設備課長
北関東防衛局	北関東防衛局調達部建築課長、土木課長及び設備課長
南関東防衛局	南関東防衛局調達部建築課長、土木課長及び設備課長
近畿中部防衛局	近畿中部防衛局調達部建築課長、土木課長及び設備課長
中国四国防衛局	中国四国防衛局調達部建築課長、土木課長及び設備課長
九州防衛局	九州防衛局調達部建築課長、土木課長及び設備課長
沖縄防衛局	沖縄防衛局調達部建築課長、土木課長及び設備課長
帯広防衛支局	帯広防衛支局建設課長
東海防衛支局	近畿中部防衛局調達部建築課長、土木課長及び設備課長
熊本防衛支局	熊本防衛支局建築課長、土木課長及び設備課長

国 有 財 産 等 目 録

目録 番号	
----------	--

1 国 有 財 産 目 録(1)

(国有財産とするものの内訳)

口座名: _____

区分	種目	用途細目	構造型式等	数量	端数	価格(円)	建物 番号	増加 事由	備考

小 計 (A) _____ 円

記載要領

- 1 提供施設の整備工事に係る完成物件のうち、新築（設）等により国有財産として新規に取得したもの、増築（設）等により既存の国有財産に付加したもの及び改築（設）、修繕、模様替等により既存の国有財産の価格等が増加したものについて記入する。
- 2 1 契約の整備工事が2口座以上にわたる場合は、口座ごとに別葉に記入する。
- 3 区分、種目、用途細目、構造形式等
国有財産法施行細則（昭和23年大蔵省令第92号）別表第1「国有財産区分種目表」及び国有財産台帳等取扱要領について（財理第1859号。平成13年5月24日）に基づき記入する。
- 4 数量
 - (1) 建物の数量は、国有財産台帳等取扱要領についてに基づき算出し、上段に建面積（㎡）、下段に延面積（㎡）を、端数は小数点以下2位までとし、3位以下は切り捨てて記入する。
 - (2) 工作物の数量は、囲障、岸壁、トンネル、軌道、気送管路、空気供給管路については延長（m）を、電信線路、電話線路、電力線路については上段に亘長（m）、下段に延長（m）を、その他のものについては一式又は1箇所をもって1個とし、その個数を記入する。
- 5 価格
 - (1) 積算価格内訳明細書の記載金額に落札率を乗じた金額とし、各用途細目ごとに記入する。価格に端数が生じる場合には適宜整理し、小計（A）と別紙様式第2の小計（B）との合算額は整備工事請負代金額と合致させる。
 - (2) 請負工事において無償で交付した材料を使用した場合は、その評価額を各用途細目ごとの金額に加算するものとし、その額を備考欄に記入する。この場合、小計（A）と別紙様式第2の小計（B）との合算額と整備工事請負代金額とは合致しない。
- 6 建物番号
その建物番号を記入する。また、建物に附属する工作物は該当する建物の建物番号を記入する。ただし、新規取得の建物で、まだ建物番号が付されていない場合は、建物の用途を記入する。
- 7 増加事由
国有財産法施行細則別表第2「国有財産増減事由用語表」に基づき記入する。

国 有 財 産 等 目 録

目録 番号	
----------	--

2 その他整備工事目録

（国有財産としないもの又は国有
財産価格に含めないものの内訳）

口座名： _____

項 目	価 格（円）	記 事
調 査 ・ 測 量 工 事 費		
整 地 工 事 費		
盛 土 工 事 費		
撤 去 工 事 費		
建 物 等 移 転 工 事 費		
芝張工事費（種子吹き付けを含む。）		芝生本体 m ² 、 円
樹 木 移 植 工 事 費		
樹 木 伐 採 工 事 費		
伐 根 工 事 費		
歩 道 切 開 工 事 費		
砂 利 敷 工 事 費		
素 堀 側 溝 工 事 費		
既設舗床撤去復旧工事費		
小 計（B）	_____	円
合 計（A） +（B）	_____	円

記載要領

1 項目

各項目に該当する場合は当該欄に、これ以外の工事費がある場合には、適宜余白に項目を追記する。（主な項目の説明は、付紙のとおり。）

2 価格

別紙様式第1の記載要領5と同様に記載し、合計額（A）＋（B）は、建設工事請負代金額と合致させる。

芝生の価格が明らかであり、かつ、工作物（土留、築庭、囲障等）の一部を構成している場合は、当該工作物の価格に含める。

3 記事

特に説明を必要とする工事費の工事内容等を記入する。

芝張工事費（種子吹き付けを含む。）については、記事欄に本体価格及び数量を記載する。

その他整備工事目録に関する説明（主なもの）

1 調査・測量工事費

建物等の整備工事と同一契約により既設埋設物調査工事、地形測量工事等を実施した場合に、これに要した費用は、国有財産価格に含めないものとして記入する。ただし、当該調査工事を別途契約により実施した場合は、記入することを要しない。

2 整地工事費

建物等の建設に係る基礎工事の一部等、国有財産となる物件に直接関係する整地に要した費用は、当該建物等の価格に含めるが、同一契約内の工事であっても、当該建物等に直接関係のない整地をした場合に、これに要した費用は、国有財産価格に含めないものとして記入する。ただし、新たに建物等を建築（設）するために敷地を造成した場合は、「地均」として土地価格に加算する。

3 盛土工事費

建物等の建設に係る基礎工事の一部等、国有財産となる物件に直接関係する盛土に要した費用は、当該建物等の価格に含めるが、同一契約内の工事であっても、当該建物等に直接関係のない盛土をした場合に、これに要した費用は、国有財産価格に含めないものとして記入する。ただし、当該口座（施設）全域にわたって位置を高めるために盛土した場合は、「地均」として土地価格に加算する。

4 撤去工事費

建物等の建設に伴い、既設建物等の取こわし又は障害物を除去する工事を行った場合、これに要した費用は、国有財産価格に含めないものとして記入する。また、既設建物等の改築、移築、模様替等の改修工事における一部の解体、撤去に要した費用も同様の取扱いをする。

5 建物等移転工事費

建物等の整備工事に伴い、既設建物等を原形を維持したまま、その位置を変更（移転）した場合、これに要した費用は、国有財産価格に含めないものとして記入する。

6 芝張工事費（種子吹き付けを含む。）

芝生は、原則として国有財産台帳に登録しないので、これに要した費用は、国有財産にしないものとして記入するが、芝生の価格が明らかな場合は、土地の備考欄に記載する必要があるため、記事欄に本体価格及び数量を記載する。ただし、国有財産とする工作物（土留、築庭及び囲障等）の一部を構成している芝生は、当該工作物の価格に含める。

7 樹木移植工事費

既植栽樹木を移植した場合の費用は、国有財産価格に含めないものとして記入する。なお、樹木を新植した場合の国有財産台帳に登録する価格は、樹木のみの購入価格とし、運搬及び植え込みに要した費用は含めない。

8 樹木伐採工事費

建物等の整備工事に伴い、障害となる樹木を伐採した場合、これに要した費用は、国有財産価格に含めないものとして記入する。

9 伐根工事費

樹木を伐採後存置されている樹根を除去した場合、これに要した費用は、国有財産価格に含めないものとして記入する。

10 歩道切開工事費

演習場等の山林、原野等を切り開いて（伐開等）、歩道等（非舗装）を開設した場合、これに要した費用は、国有財産にしないものとして記入する。

11 砂利敷工事費

隊・庁舎、宿舎等の建物周囲、通信鉄塔下、道路等の地表面に砂利を敷均しただけの場合、これに要した費用は、国有財産にしないものとして記入する。ただし、建物周囲に縁石を設置して、その内側に砂利敷をした場合（犬走り）及び建物等の基礎工事の一部に係る砂利敷をした場合は、当該建物等の価格に含める。

12 素堀側溝工事費

素堀側溝は、国有財産台帳に登録しないので、これに要した費用は、国有財産にしないものとして記入する。

13 既設舗床撤去復旧工事費

上下水道管、電信・電話・電力線路等を埋設するために、既設の舗床の一部を一時的に撤去し、当該物件の埋設後、工事前の原状に回復した場合、舗床に係る国有財産台帳価格の増減整理は行わないので、これに要した費用は、国有財産価格に含めないものとして記入する。

国 有 財 産 等 目 録

目録 番号	
----------	--

3 国 有 財 産 目 録 (2)

(撤去 (取こわし) した国有財産の内訳)

口座名 : _____

区分	種目	用途細目	構造型式等	数量	推 定 再 建 築 (設) 価 格 (円)	建 物 番 号	減 少 事 由	備 考

記載要領

- 1 1 契約の整備工事が2口座以上にわたる場合は、口座毎に別葉に記入する。
- 2 区分、種目、用途細目、構造型式等は、別紙様式第1の記載要領3と同様に記入する。
- 3 数量は、別紙様式第1の記載要領4と同様に記入する。
- 4 推定再建築（設）価格は、取こわし等により減少した既存の国有財産を取こわし等の時点において新たに建設しようとする場合の価格（工事実施計画書の作成の要領で積算した価格）を記入する。ただし、算出が困難な場合は、工事監督官と財産管理担当者双方が調整し、価格を決定すること。
 なお、建物の1棟の全部又は工作物の1個の全部を取こわした場合は、空欄とする。
- 5 建物番号は、その建物番号を記入する。また、建物に附属する工作物は該当する建物の建物番号を記入する。
- 6 減少事由は、別紙様式第1の記載要領7と同様に記入する。

国 有 財 産 等 目 録

目録
番号

4 整備工事契約内訳

契約内訳	請負代金額 (円)	備 考
原 契 約		
第 回設計変更		
第 回設計変更		
第 回設計変更		
第 回設計変更		
第 回設計変更		
合 計	_____ 円	

記載要領

請負代金額は、設計変更で減契約の場合は、金額頭部斜め上に△印を付す。

口座名等一覧表

令和 年 月 日現在

口座名	所在地	備考
計	口座	

国有財産登録資料等受渡書

口 座 名 :

所 在 地 :

工 事 名 : (完成・指定部分)

工 期 : 着 工 : 令和 年 月 日
完 成 : 令和 年 月 日

完 成 検 査 年 月 日 : 令和 年 月 日
工 事 検 査 官 : 官職

工 事 監 督 官 : 官職
氏名

提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（平成20年防衛省訓令第35号）第3条第2項に規定する整備工事に関し、上記整備工事に係る国有財産登録資料等を受け渡す。

受 領 年 月 日 : 令和 年 月 日

整備工事担当課長 : 職名
氏名

財産管理担当課長 : 職名
氏名

(財産管理担当者 : 官職
氏名)

- 添付書類 : 1 国有財産等目録
2 国有財産台帳付属図面
3 積算価格内訳明細書 (設計変更分を含む。)
4 発生材調書

J C 覚 書 番 号 _____
承 認 年 月 日 _____
覚 書 件 名 _____
実 施 項 目 _____

記載要領等

- 1 口座名は、整備工事を実施した施設の国有財産台帳の口座名を記入する。
- 2 所在地は、整備工事を実施した施設の国有財産台帳の所在地を記入する。
- 3 工事名は、整備工事の名称を記入する。また、工事名の後の（ ）内に完成又は指定部分の区分を記入する。
- 4 工期は、建設工事請負契約書に記載されている工期の初日及び末日を記入する。
- 5 完成検査年月日は、完成検査の実施年月日を記入する。
- 6 工事検査官は、工事検査官の指名をされている者のうち1名以上の工事検査官の官職及び氏名を記入する。
- 7 工事監督官は、工事監督官の指名をされている者のうち1名以上の工事監督官の官職及び氏名を記入する。
- 8 財産管理担当者は、財産管理担当課長の事務を補助する者のうち提供施設関係の国有財産台帳事務を担当する職員の官職及び氏名を記入する。
- 9 JC覚書番号、承認年月日、件名及び実施項目は、提供手続の進捗管理に係る細部要領について（防地協第7061号。30.4.26）2（6）に規定する別記様式から、整備工事に係る実施合意内容をそれぞれ記入する。
- 10 国有財産台帳付属図面を紙媒体で提出する場合は、原図を含め2部添付する。

国有財産登録資料等受渡書（取こわし）

口 座 名 :

所 在 地 :

工 事 名 :

工 期 : 着 工 : 令和 年 月 日
完 成 : 令和 年 月 日

取こわし確認年月日 : 令和 年 月 日

工 事 監 督 官 : 官職
氏名

提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（平成20年防衛省訓令第35号）第3条第2項に規定する整備工事に関し、上記整備工事に係る国有財産登録資料等を受け渡す。

受 領 年 月 日 : 令和 年 月 日

整備工事担当課長 : 職名
氏名

財産管理担当課長 : 職名
氏名

(財産管理担当者 : 官職
氏名)

- 添付書類 : 1 国有財産等目録
2 設計図（案内配置図、建物概要等）
3 発生材調書

記載要領

- 1 口座名は、別紙様式第 6 の記載要領 1 と同様に記入する。
- 2 所在地は、別紙様式第 6 の記載要領 2 と同様に記入する。
- 3 工事名は、整備工事の名称を記入する。
- 4 工期は、別紙様式第 6 の記載要領 4 と同様に記入する。
- 5 取こわし確認年月日は、工事（取こわし）の完了した時点において確認した年月日を記入する。
- 6 工事監督官は、別紙様式第 6 の記載要領 7 と同様に記入する。
- 7 財産管理担当者は、別紙様式第 6 の記載要領 8 と同様に記入する。